

石川県都市計画マスタープランの  
目的と役割





# 石川県都市計画マスタープランの目的と役割

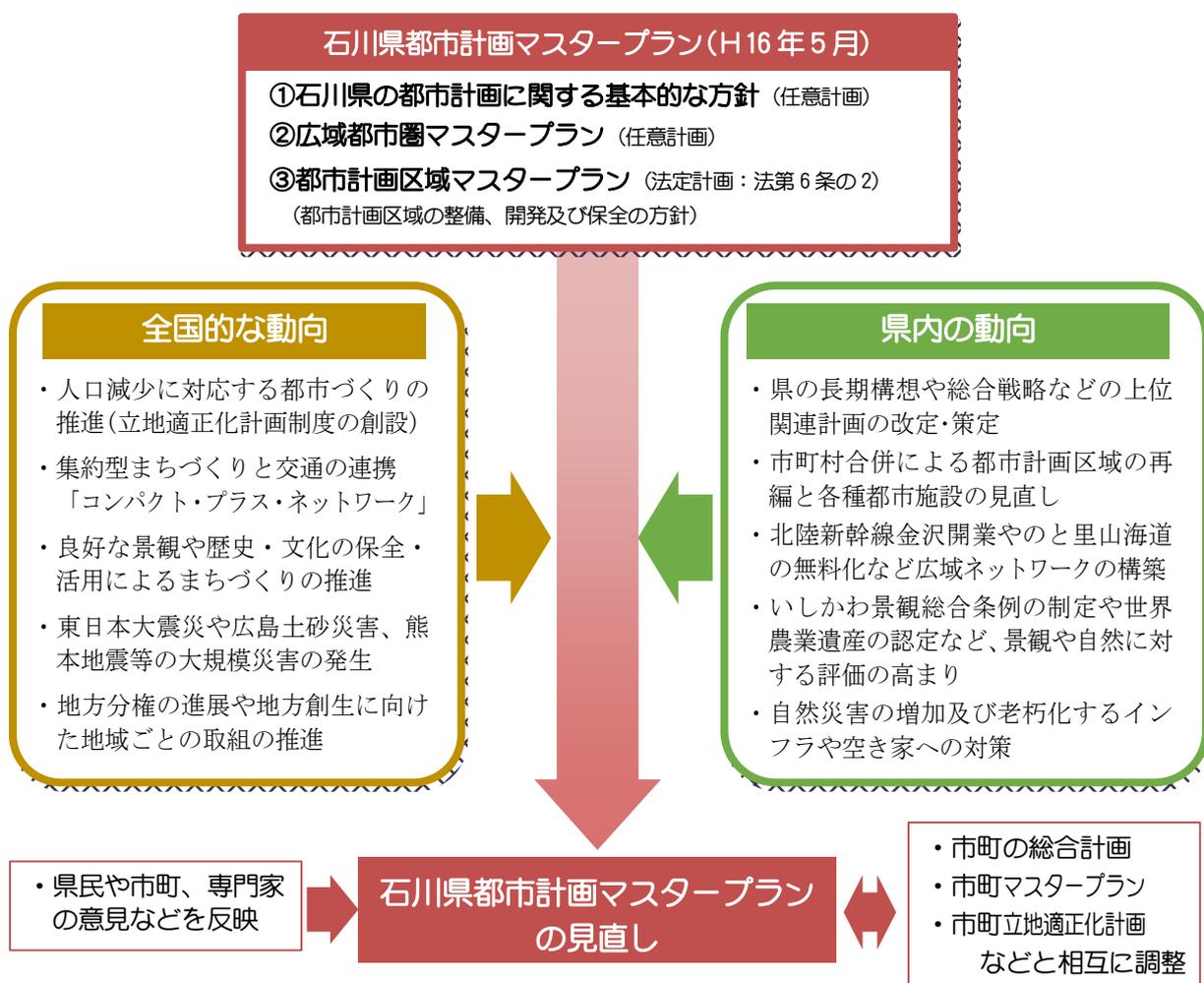
## 1. 見直しの背景

石川県では、平成 16 年 5 月に将来の都市づくりの指針として、「石川県の都市計画に関する基本的な方針」と県内を 4 地域に分けた「広域都市圏マスタープラン」及び、県内 21 の都市計画区域（平成 16 年 5 月時点）ごとに「都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）」を併せた「石川県都市計画マスタープラン」を策定した。その後、県内の市町村合併による都市計画区域の再編や各種都市施設の見直しなど、地域に応じた都市づくりを進めてきた（詳細は次頁参照）。

一方、全国的な人口減少や少子高齢化に対応すべく、平成 26 年に都市再生特別措置法の改正による「立地適正化計画制度」が創設されたほか、地球環境や防災、地方分権等に関する法制度も制定・改正されるなど、様々な分野で社会情勢が大きく変化している。

さらに、本県においても、平成 27 年 3 月には北陸新幹線金沢開業により広域的な交流人口が拡大したほか、県の進むべき方向性を示す『石川県長期構想』の改訂（平成 28 年 3 月）や『いしかわ創生総合戦略』の策定（平成 27 年 10 月）をはじめとした上位関連計画の改定・策定など、本県の目指す方針などが大きく変化している。

これらの変化に対応した新たなまちづくりの方向性を示すため、「石川県都市計画マスタープラン」の見直しを行う。



■ これまでの主な取り組み及び現況と課題 ■

— これまでの主な取り組み（前計画の目標別） —

— 現況と課題 —

【都市計画の目標 1】

まとまりある賑わいの都市づくり

- ・市町村合併に伴う都市計画区域の再編
- ・各市町の特性に応じた土地利用制度の見直し
- ・市街地再開発事業等による中心市街地等の再整備の推進
- ・市独自の居住施策の推進

- 本格的な人口減少時代が到来
- 県内の地域格差が拡大
- 市街地の拡大により人口密度が低下
- 地域に応じた適正な土地利用の誘導が重要

【都市計画の目標 2】

快適で安心して暮らせる都市づくり

- ・新市街地整備と良好な居住環境の整備の推進
- ・まちなか等における老朽建築物の再整備の推進
- ・公営住宅等の長寿命化対策の推進
- ・防災・減災対策の推進

- 良質な宅地は供給された一方、人口密度は低下
- 空き家・老朽ビルは引き続き増加
- 社会基盤等の老朽化が進行
- ハード・ソフト両面で様々な分野との連携強化が必要

【都市計画の目標 3】

活力ある地域拠点の創造と交流の都市づくり

- ・陸・海・空の拠点の機能や連携の強化
- ・産業の振興に向けた拠点整備
- ・道路ネットワークの計画的な構築
- ・自動車から公共交通等への利用転換の促進

- 新幹線開業効果の県内全域への波及が重要
- 観光地のさらなる魅力向上が重要
- 雇用創出に向けた企業立地の推進
- 地域活性化を支援するさらなる道路ネットワークの構築が必要
- 公共交通の利便性向上が必要

【都市計画の目標 4】

個性ある景観と豊かな自然を活かした都市づくり

- ・地域の魅力ある景観の保全・創出
- ・歴史的な街並みの保全、公園・広場等の整備の推進
- ・自然環境の保全と活用

- 地域特性に応じたいしかわの景観形成のさらなる推進が必要
- 豊かで多様な自然の保全・活用及び都市との連携が重要

【都市計画の目標 5】

住民参加型の都市づくり

- ・住民主体のまちづくり活動の進展
- ・住民や民間団体による公共空間の管理・利活用の促進

- まちづくりにおける住民の役割がさらに重要
- 住民をはじめ地域が主体となったまちづくりの推進が重要
- 地域が主体となって活動できる環境の充実が必要

## 2. 目的

「石川県の都市計画に関する基本的な方針」は、県全体における都市計画の基本的な考え方を、「広域都市圏マスタープラン」は、今後の広域的な都市づくりの考え方を、「都市計画区域マスタープラン」は、それぞれの都市における主要な都市計画の考え方を示したものである。

石川県では、この3つを併せて「石川県都市計画マスタープラン」とし、おおむね20年後を目標とした都市づくりの指針とする。

## 3. 役割

### A. 石川県の都市計画に関する基本的な方針

「石川県長期構想（平成28年3月）」における都市計画に関する部分を担うとともに、全県に渡る広域的都市計画（土地利用、都市施設、市街地開発事業等）の基本方針を示す。

### B. 広域都市圏マスタープラン

県土の将来的な広域圏構造を視野に入れながら、交通体系、生活圏、行政機能が広域化している現状を踏まえ、それぞれの地域ごとに共有すべき都市づくりの考え方、地域の拠点とネットワーク等の都市構造を示す。

### C. 都市計画区域マスタープラン

（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

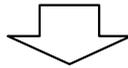
都市計画法第6条の2の規定に基づき、各都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を示す。

### ■ 対象となる都市計画区域 ■

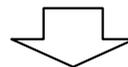
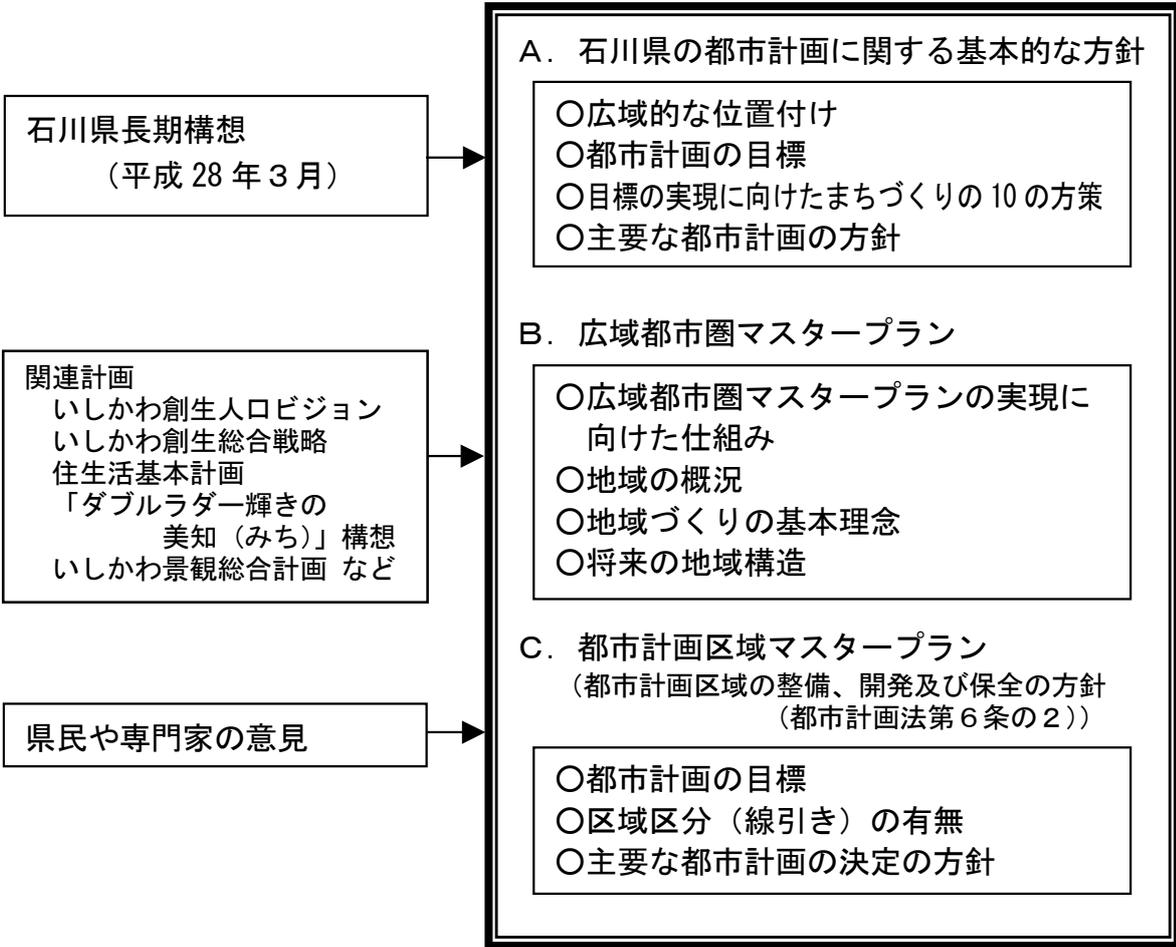


■ 構 成 ■

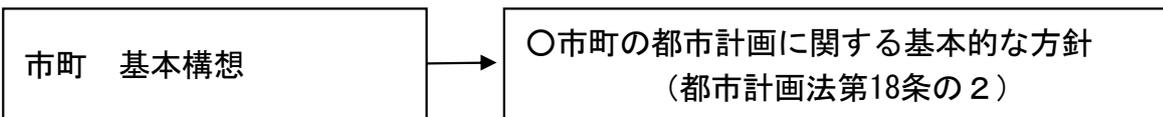
都市計画法第6条の2  
 (都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)  
 都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、  
 開発及び保全の方針を定めるものとする。



石川県都市計画マスタープラン



市町都市計画マスタープラン



#### 4. 都市計画区域マスタープランと市町都市計画マスタープランとの関係

都市計画区域マスタープランは、各都市計画区域を対象として広域的、根幹的な都市計画に関する事項を主として定めるもので、市町都市計画マスタープランは、各市町の行政区域を対象として、地域に密着した都市計画に関する事項を主として定めるものである。また平成26年に創設された立地適正化計画は、時間軸をもったアクションプランであり、市町都市計画マスタープランの一部として位置付けられるものである。

■ 都市計画区域マスタープランと市町都市計画マスタープランの関係 ■

